

新潟県農業再生協議会 次第

令和6年11月26日（火）10：00～

新潟県自治会館 201 会議室

1 開会

2 情勢報告

3 協議事項

（1）令和7年産米の需要に応じた生産について

（2）令和7年産米の需要に応じた生産に係る推進方針について

4 閉会

新潟県農業再生協議会 出席者名簿

令和 6 年 11 月 26 日（火）10:00～
新潟県自治会館 201 会議室

1. 会員

	氏名	所属・役職	備考
会 長	石山 章	新潟県農業会議 会長	
副会長	窪田 稔博	新潟県 農林水産部長	
副会長	横尾 良輝	新潟県農業協同組合中央会 専務理事	
会 員	高野 洋	全国農業協同組合連合会新潟県本部 県本部長	
会 員	関口 眞佐徳	新潟県主食集荷商業協同組合 理事長	
会 員	山口 和茂	新潟県担い手育成総合支援協議会 事務局長	
監 事	坪谷 満久	新潟県土地改良事業団体連合会 専務理事	欠席
監 事	佐々木 豊	新潟県農業共済組合 組合長理事	

2. 専門委員

	氏名	所属・役職	備考
専門委員	丸山 博	新潟県農業法人協会 会長	
専門委員	坪谷 利之	新潟県認定方針作成者連絡協議会 会長	
専門委員	佐藤 寛	新潟市農林水産部農林政策課 課長	
専門委員	吉田 文彦	J A えちご中越 経営管理委員会会長	代理出席 金子 勝秋 営農経済部長
専門委員	羽深 真一	J A えちご上越 経営管理委員会会長	代理出席 山岸 雅行 代表理事理事長

3. オブザーバー

	氏名	所属・役職	備考
オブザーバー	田口 将之	北陸農政局新潟県拠点 地方参事官	

合理的な費用を考慮した価格形成について (米WG)

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2024年11月5日
新事業・食品産業部

目次

1	食料・農業・農村基本法・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	食料システムを通じた食料の持続的な供給・・・・・・	8
3	賃上げによる購買力の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4	本日御議論いただきたいこと・・・・・・・・・・・・・・・・	25

1 食料・農業・農村基本法



食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（令和6年6月5日公布・施行）

背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少等の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ① 「食料安全保障の確保」を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義。
 - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
 - ③ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、次の事項を規定。
 - ① 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ② 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、サービス事業体の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①



改正前	改正後
（食料の安定供給の確保） 第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに<u>かんがみ</u>、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に<u>供給されなければならない</u>。 2 （略） 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。 （新設） （新設） 4 （略）	（食料安全保障の確保） 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに<u>鑑み</u>、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。 2 （略） 3 （略） 4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。 5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。 6 （略）

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②



改正前	改正後
(新設) (食品産業の健全な発展) <u>第十七条</u> 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に<u>かんがみ</u>、その健全な発展を図るため、<u>事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ</u>、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。 (新設) (農産物の価格の形成と経営の安定) <u>第三十条</u> 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、<u>農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。	(食料の円滑な入手の確保) <u>第十九条</u> 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、<u>地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう</u>、食料の<u>輸送手段の確保の促進</u>、<u>食料の寄附が円滑に行われるための環境整備</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (食品産業の健全な発展) <u>第二十条</u> 国は、<u>食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み</u>、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の<u>持続的な供給に資する事業活動の促進</u>、<u>事業基盤の強化</u>、<u>円滑な事業承継の促進</u>、<u>農業との連携の推進</u>、<u>流通の合理化</u>、<u>先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進</u>、<u>海外における事業の展開の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (食料の持続的な供給に要する費用の考慮) <u>第二十三条</u> 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、<u>食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進</u>及びこれらの<u>合理的な費用の明確化の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (農産物の価格の形成と経営の安定) <u>第三十九条</u> 国は、農産物の価格の形成について、<u>第二十三条に規定する施策を講ずるほか</u>、消費者の<u>需要に即した農業生産を推進するため</u>、<u>需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 令和6年6月12日）



- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）	・関係者の協議によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ・食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）等	令和7年中の 法案国会提出
人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）	・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ・末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進 ・災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加等	令和7年中の 法案国会提出
環境負荷低減の取組推進	・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和6年度から試行実施中） ・更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定） ・消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用 等	・令和6年～クロスコンプライアンス実施 ・令和9年目途環境関係の交付金の在り方見直し

令和6年通常国会に法案を提出

食料供給困難事態への対応	・民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせ総合的な備蓄方針の明確化 ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等	法案の成立状況を踏まえて対応	令和7年中 国の基本方針策定
人・農地の確保	・令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 ・地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ・令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化 等		・令和7年3月末まで地域計画の策定 ・令和7年中国の基本指針策定
スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	・令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） ・農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 ・リース方式、サービス事業体等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進 等		令和6年中 国の基本方針策定

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施



経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）＜抜粋＞

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

- 1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」
 - (1) 賃上げの促進
(中略) 農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年の通常国会への提出を目指す。

- 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応
 - (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障
(中略) 食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 ＜抜粋＞

- VI. G X ・エネルギー・食料安全保障
 - 2. 食料安全保障
 - (1) 食料安全保障の強化
 - ③ 合理的な価格の形成に向けた持続可能な食料システムの構築
生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討を行う。

2 食料システムを通じた食料の持続的な供給



食料システムを通じた食料の持続的な供給①

【直面する課題】

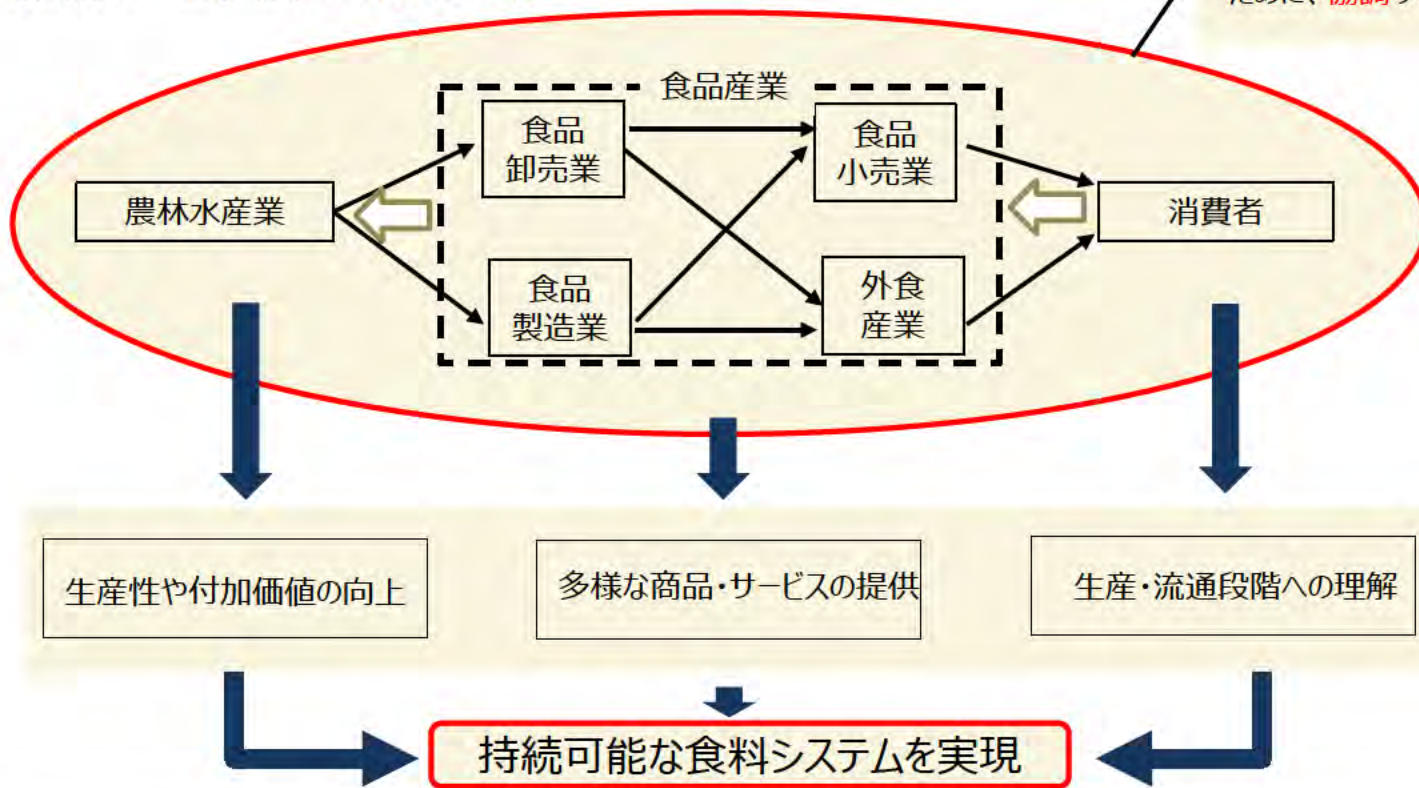
原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保する
ために、協調することが必要。



食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 合理的な費用を考慮した価格形成のためには、

①コストの把握・見える化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

○ 生産者・製造業者

・ 個社のコストデータは**企業秘密**。収集・提供方法について検討が必要。

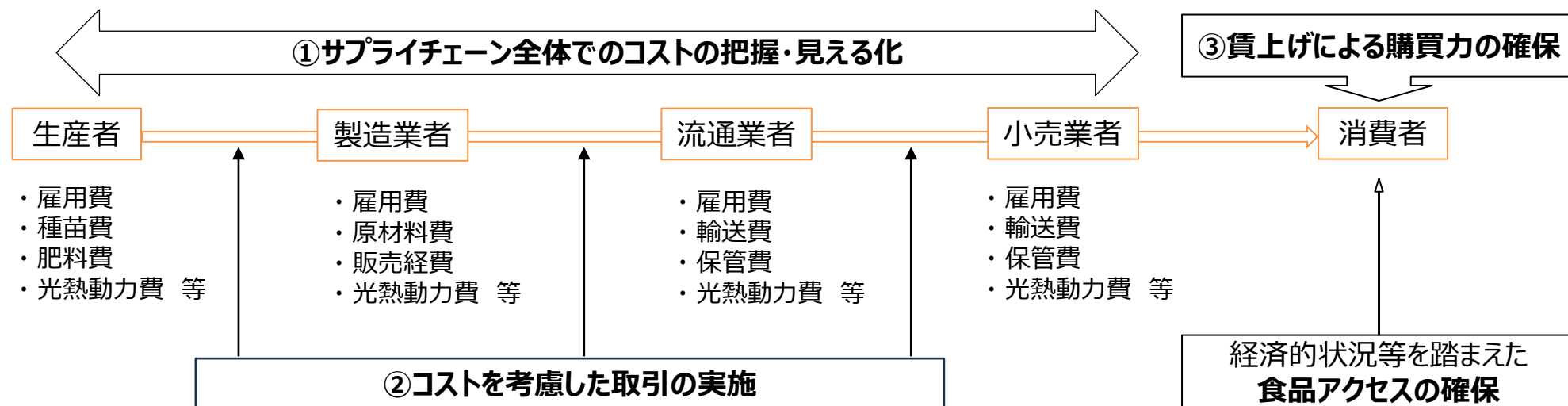
・ 品目によっては、**売り手側**の取引上の**立場が弱い**

○ 流通・小売・消費者

・ 資材費上昇等の事情は理解。**コストを指標化・見える化**することが必要。

・ コストの指標化・見える化は、**危機的状況の消費者理解につながる可能性**。

・ **所得が増加**しないと、消費行動の変容は困難。



(1) コストの把握・見える化



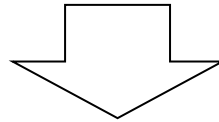
コストの把握・見える化（考え方）



- 個人・個者のコストは秘匿性が高いため、同質性のある**産地・品目ごと**にまとめてコストを**把握・見える化**。
- **第三者の関係団体**によるコストの把握・見える化を促進。

1 「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生産者・製造業者<ul style="list-style-type: none">・ 個人・個社のコスト内容は企業秘密。・ 第三者の関係団体が取りまとめることが現実的。 | <ul style="list-style-type: none">○ 流通業者・小売業者<ul style="list-style-type: none">・ 品目ごとのコスト管理は行っておらず、光熱費、人件費等の費目ごとの管理が実情。 |
|--|--|



2 コストの把握・見える化の考え方

- 個人・個社のコストは秘匿性が高いため、**同質性のある産地・品目ごと**にまとめて把握・見える化。
- 生産・製造・流通・小売といった**段階ごとのコストの把握**は、**関係団体**が実施。
 - ・ 関係団体は、**公的統計**のほか、**民間データ等**を活用して調整した上で、コストを見える化。
 - ・ 関係団体は、**一定のまとまりのある産地等**における**同一品目**のコストについて把握・見える化。
例）全国的に様々な産地がある品目の場合、全国一本で把握するのではなく、**産地単位**で同一品目ごとに見える化。

コスト構造の実態調査①



- 調査目的**
- 食料システムの各段階での取引価格、生産・製造・流通等に要する費用等を調査。品目ごとのコスト構造等の実態を明確化。（令和6年3月から開始）
 - 対象は、生産者、集出荷団体、製造業者、仲卸業者、小売業者等。

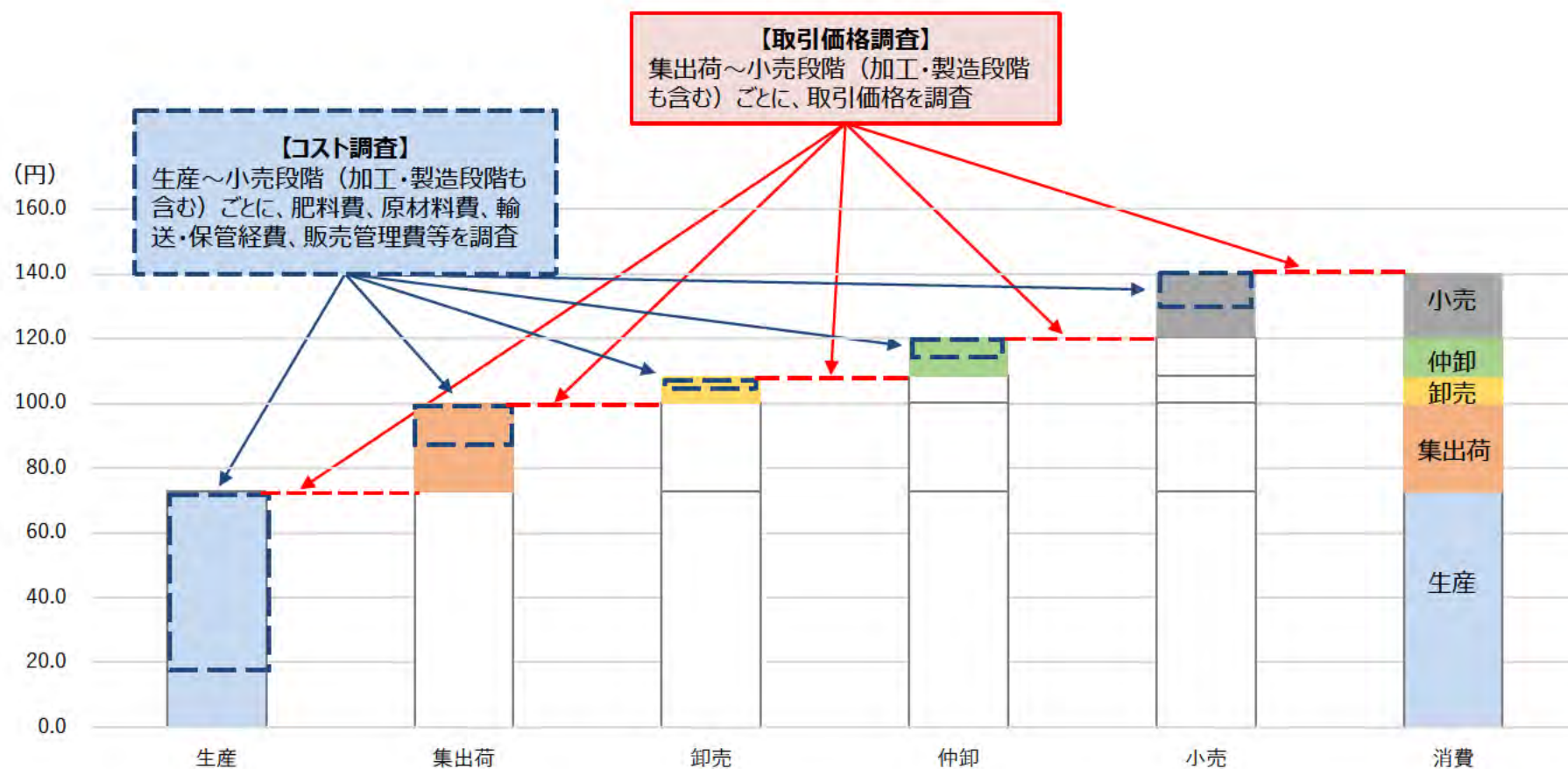
- 対象品目**
- 米、大豆、小麦
 - 果実（みかん、りんご等）
 - 飲用牛乳、鶏卵、食肉（牛肉、豚肉、鶏肉）
 - 野菜（ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等）
 - 茶
 - 加工食品（豆腐・納豆、こんにゃく等）

主な対象品目	生産段階	製造段階	流通段階注	小売段階
米 ・主産地7道県の主要品種	— 〔 生産費統計を活用 〕	—	集出荷団体や米卸を主に調査	首都圏の食品スーパーを主に調査 （ 飲用牛乳、豆腐・納豆はドラッグストアも調査 ） ・対象品目の販売コストを調査
野菜 ・ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査 〔 キャベツ・たまねぎ 〕	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
果実 ・みかん、りんご、ぶどう 等	主産地の農協等へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	集出荷団体や卸売・仲卸業者を主に調査	
飲用牛乳 ・NB/PB、大手/中小に応じて選定	— 〔 生産費統計を活用 〕	乳業者へのヒアリング・アンケートにより調査	指定生乳生産者団体や食品卸を主に調査	
鶏卵 ・会社規模に応じて選定	主産地の養鶏農家等へのヒアリング・アンケートにより調査	—	荷受業者を主に調査	
牛肉 ・肉用牛の種類に応じて選定	— 〔 生産費統計を活用 〕	食肉センター等へのヒアリング・アンケートにより調査	食肉卸を主に調査	
豆腐・納豆 ・大豆の国産/輸入、価格帯等に応じて選定	—	製造業者へのヒアリング・アンケートにより調査	食品卸を主に調査	

注）産地等から首都圏へ流通するルートを特定。当該流通に係るコストを調査。

コスト構造の実態調査②

- 生産から小売の各段階ごとのコストを調査。
- さらに、**各段階ごとの取引価格**を調査し、最終的な小売価格に占める各段階の比重も把握。

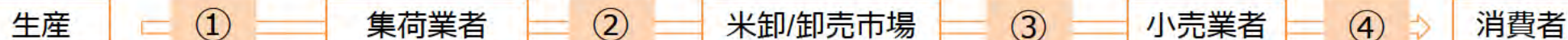


※平成29年度食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）を基にキャベツ1玉当たり（1kgと仮定）のコスト構造を事例にグラフを作成

《参考》コスト構造の実態調査（品目別）①

農産物（米・青果物）

（米は7産地・銘柄、青果物は11品目・24道県程度）



① 生産 → 集荷業者

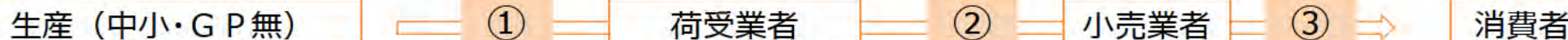
- 米は生産費統計で対処。
- **青果物**（野菜・果樹）は、生産費統計がないため、本調査で生産コストを調査。調査対象の品目・産地における栽培暦から、標準的な**総労働時間**や**資材投入量**を試算。それぞれに単価を乗じて**コストを推計**。

② 集荷業者 → 米卸/卸売市場 / ③ 米卸/卸売市場 → 小売業者 / ④ 小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。**取引価格・数量、輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

鶏卵

（大規模・中小規模の養鶏事業者）



① 生産 → 小売業者/荷受業者

- 鶏卵は、生産費統計がないため、本調査で生産コストを調査。鶏卵生産者は企業経営も多いため、財務諸表（損益計算書等）を基に、鶏卵の生産コストを推計。

② 荷受業者 → 小売業者 / ③ 小売業者 → 消費者

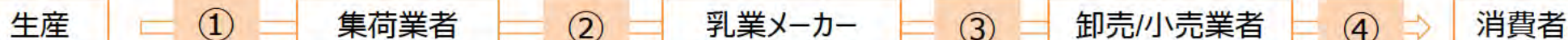
- 事業者アンケート調査を実施。**取引価格・数量、輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

※ 「GPセンター」とはGrading（選別）とPacking（パック詰め）の頭文字を取った略称であり、たまごを洗浄、乾燥、検査、計量してパック詰めを行う工場。

《参考》コスト構造の実態調査（品目別）②

飲用牛乳

（大手・中小の各数社のNB・PBの商品）



① 生産 → 集荷業者

- 生乳は生産費統計で対処。

② 集荷業者 → 乳業者 / ④ 卸売/小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。輸送費・保管費や各種手数料を聴取。集出荷段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

③ 乳業者 → 卸売/小売業者

- 乳業者にアンケート調査を実施。原料仕入価格・数量、販売価格のほか、製造原価や販売管理費を聴取。製造段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

豆腐・納豆

（大豆の国産・輸入の別等を踏まえて各数社）



① 製造業者 → 卸売業者

- 製造業者にアンケート調査を実施。原料仕入価格・数量、販売価格のほか、製造原価や販売管理費を聴取。製造段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

② 卸売業者 → 小売業者 / ③ 小売業者 → 消費者

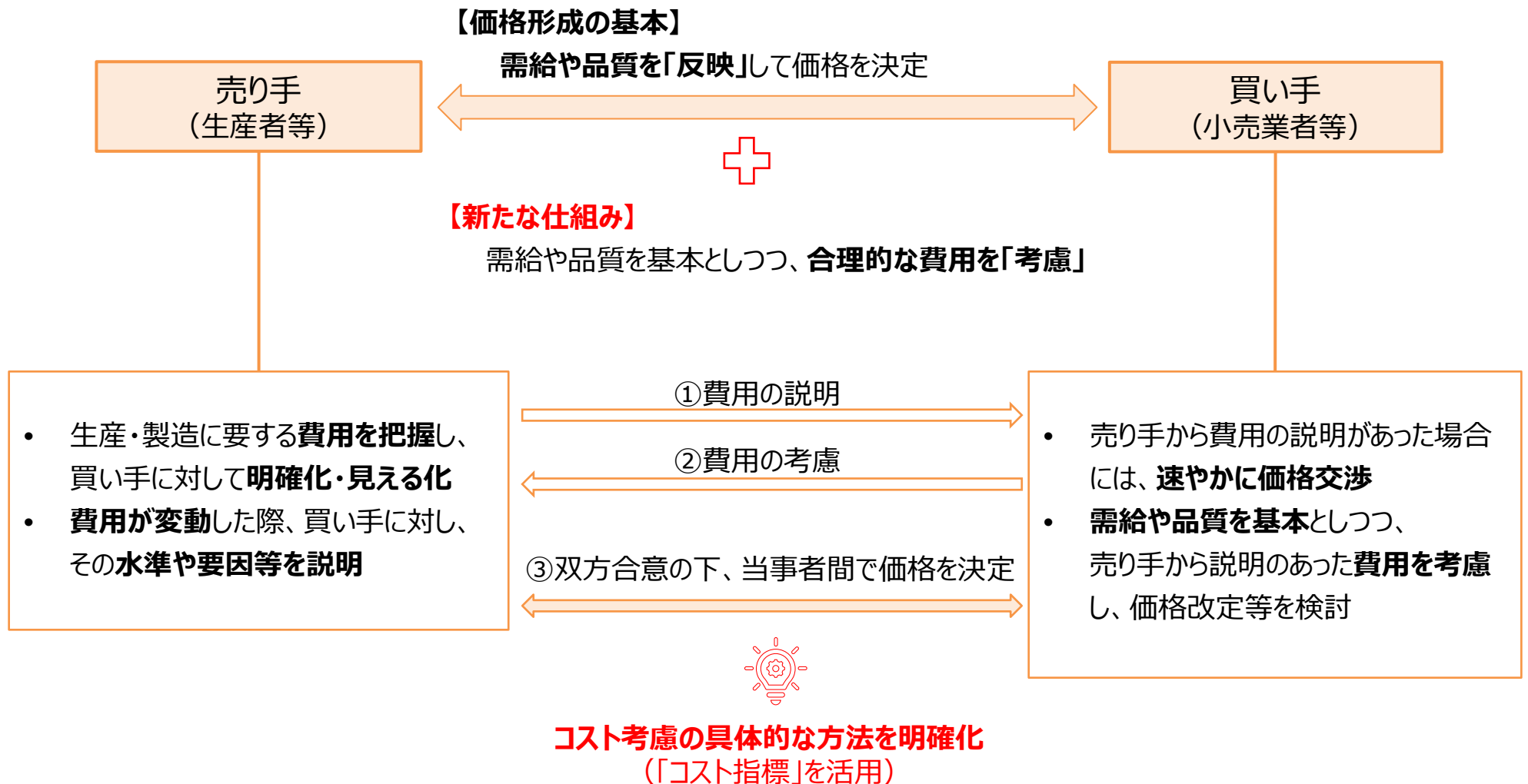
- 事業者アンケート調査を実施。輸送費・保管費や各種手数料を聴取。集出荷段階のコストを推計。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

（２）コストを考慮した取引の実施



コストを考慮した取引の実施（考え方）

- 売り手は**コストを把握**し、買い手に**説明**。買い手は説明を受けた**コストを考慮**。その上で、最終的な**取引価格**は**当事者間で決定**。
- コストに関する説明が十分理解されるよう、**コスト考慮の具体的な方法**（コスト指標の活用方法等）を**明確化**。



コストをめぐる事情

- 個人・個社のコスト内容は**企業秘密**。また、各当事者が**詳細にコスト内容を開示**するのは**大きな負担**。
 - ⇒ データの秘匿性に配慮し、例えば**産地単位**でまとめて**把握・収集**。
 - ⇒ 「**コスト指標**」をもって、**多くの当事者が活用**。
- 特に流通段階では**品目ごとのコスト管理は行っていないのが実情**。
 - ⇒ 全体のコストから**品目ごとのコストを推計**。
- **公的データ**には、公表までの時間差が大きい等の**制約**。
 - ⇒ **公的データ、民間データ等を組み合わせて活用**。

コスト指標

1 作成目的

- 価格形成において**考慮されるべき費用**として、「**コスト指標**」を作成。
- 「コスト指標」の**変動に応じて**、関係者間での**価格交渉等**を促進。

2 作成方法

- 公的統計、コスト調査の結果等の**公的データ**、**業界の独自調査等**を活用して調整の上で作成。
- **関係者の合意**の下、関係団体が作成。

※ コスト構造の実態調査等を踏まえ、今後、一層具体化。

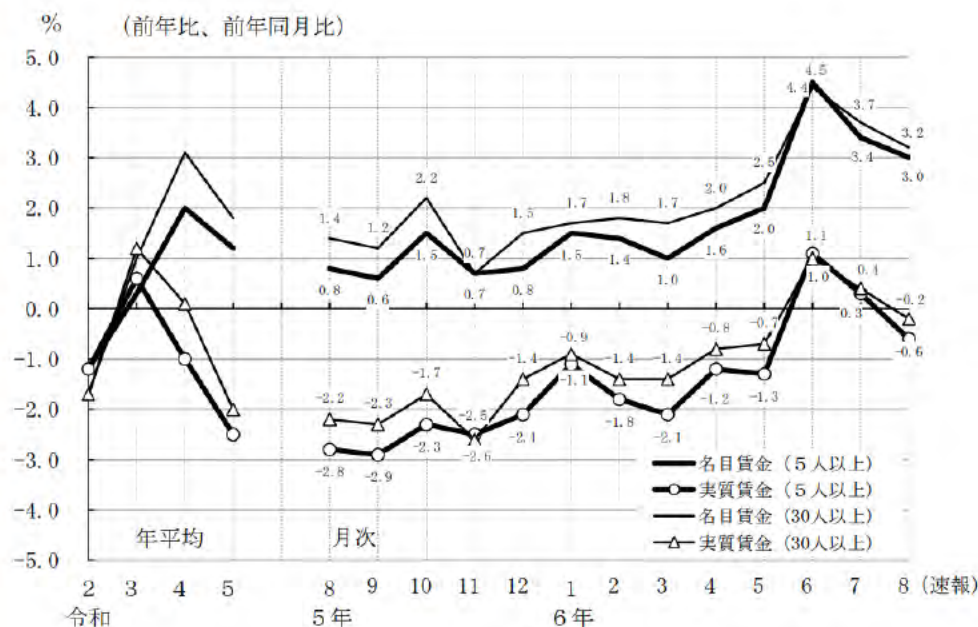
3 賃上げによる購買力の確保等



賃上げ等による消費者の購買力の確保

- 政府では、**政労使による意見交換等**を通じて賃上げの取組を推進。
- 大手企業では昨年を上回る賃上げが実現。引き続き、**中小企業**での取組が課題。

○実質賃金の動向（労働者全体）



○2024年10月9日の会見での総理発言（抜粋）

長い地道な取組により、デフレからの脱却に向けた歩みは、確かなものとなりつつあります。

その一方、国民の皆様方が約30年ぶりの物価上昇に直面しておられることも事実であり、当面の物価高対策とともに、**実質賃金の上昇を実現していかなければなりません。**

○中小企業と大企業の賃上げ率



経済的に困窮している者等の食品アクセスの確保

- 経済的に困窮している者への多様な食料の提供に向けて、**地域の関係者が連携する体制づくりや食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組への支援等**を実施するとともに、食品ロスの削減を進める観点から食品事業者による未利用食品の提供を進め、**フードバンクを通じた食品提供**の取組を実施。

食品アクセスの確保に関する取組

- 経済的理由・物理的理由により十分な食料を入手できない者が増加している中で、平時から国民一人一人が**食料にアクセス**でき、**健康な食生活を享受**できる環境を整備することが重要。
- このため、農水省、消費者庁、こども家庭庁、厚労省等、**関係省庁が協力**し、地方自治体を始めとする**地域の関係者が連携**して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援やフードバンク、こども食堂等の活動への支援等を実施。

経済的アクセス

- **食料提供に資する体制づくり**
- ・ 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり
 - ・ 孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりづくり
 - ・ フードバンク等への食品の寄附等の促進に向けた仕組みづくり 等
- **フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援**
- ・ 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供支援
 - ・ フードバンク、こども食堂等の新設・取組拡大支援
 - ・ 未利用食品の提供を行うフードバンクの活動支援
 - ・ こども宅食等による食事提供支援 等
- **フードバンク、こども食堂等への食料提供**
- ・ 政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付
 - ・ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供

物理的アクセス

- **移動販売等の拠点施設の整備**
- ・ 地方公共団体が行う拠点施設の整備支援
- **店舗への交通手段の確保**
- ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働支援
 - ・ 農林水産業を軸とした交通、福祉等の集落機能等の維持支援 等
- **移動販売等の実施**
- ・ 移動販売車の実証支援
 - ・ 買物困難地域、過疎地域等での移動販売等の取組支援 等
- **配送の効率化**
- ・ ラストワンマイル配送の効率化支援
 - ・ 地方公共団体が行うドローン配送のサービス実装支援
 - ・ 自動配送ロボットによるサービスモデル支援 等
- **食品アクセスの対策事例等**
- ・ 食品アクセスポータルサイト等での情報提供
 - ・ 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

フェアプライスプロジェクト（合理的な価格形成に向けた消費者等の理解醸成）

- 消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を通じて、各段階での**合理的な価格形成に向けた理解を醸成**。
- コンセプト「**売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を考える。**」
- 令和6年度は、動画コンテンツの拡充、消費者参加型の展示イベント、食品企業向けプロジェクトの立上げ等により、**関係者の行動変容の促進を図る**。

これまでの取組

特設サイトの開設

農林水産省HPに「フェアプライスプロジェクト」の特設サイトを開設。



酪農体験学習

親子を対象に、酪農体験を通じて食品の値段を考えるイベントを開催。



生産者インタビュー動画

生産者等のインタビューを通じて、生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生の声を発信。



アニメ作品とのコラボレーション

アニメ作品『あはれ！名作くん』（Eテレ（2016～2022））とコラボし、親子や若者向けに食品の値上げ等の背景を伝える動画を発信。



今後の取組

食品スーパーを舞台とした動画

生産サイドと消費者の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画を追加。



消費者参加型の展示イベント

買い物に際して価格に関する背景事情等について考えるきっかけを提供し、行動変容を促すための消費者参加型の展示イベントを開催。

食品企業向けプロジェクトの立上げ

食料の持続的な供給に向けた業界全体の機運を高めるため、コンセプトに賛同する食品企業が参画する枠組みを立ち上げ、情報共有・発信。

- 食育を国民運動として推進していくため、農林水産省を中心に、こども家庭庁や文部科学省等の関係省庁が連携して取り組むとともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者が緊密に連携・協働し、食育を推進。
- 食や農林水産業への理解を深めるため、学校給食における地場産物活用の促進など学校における食育や民間事業者等を巻き込んだ「大人の食育」、生産現場の実態を知る農林漁業体験機会等の食育の取組を強化。

第4次食育推進基本計画（令和3年度～7年度）を基に進めている食育の取組

○ 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

4 本日御議論いただきたいこと



10月24日協議会での主な御意見



1 生産者

- (1) 米や野菜を含め、このまま何の対策も打たない場合には**供給の持続性に支障が生じる、ということを前提として議論**をさせていただきたい。米の適正な価格での安定供給が、消費者・生産者の双方にとっていかに重要であるかは、今夏の状況を見ても明らか。
- (2) 米は今年高値ということではあるが、30年前の価格に戻ったというようなことを言う生産者もいる。**ここ30年で様々な物の価格が上がっている中で、これからも持続可能な生産を続けるために、今回のワーキンググループで活発な議論をしたい。**
- (3) 令和6年産米の作付面積が発表されたところだが、東日本地区は作付面積が若干増えている一方、東海、近畿、中四国、九州地区は昨年を下回っている。米価回復に伴って、作付面積は増えていく関係性があると思っていたが、去年から今年にかけて価格が上がる中で、西日本の作付面積は逆に減少しているというデータが発表され、驚いている。**中山間地区の方が生産コストが高いという点が反映されている可能性があり、持続的な生産が危ぶまれている、という懸念を持つ。**WGで専門的な観点から議論いただきたい。

2 製造業者

- (1) 供給の持続性に支障が生じているかどうかについて、しっかりと農業生産者サイドから**データやファクトを出して議論をする場として、ワーキンググループを活用してはどうか。**

3 小売業者

- (1) スーパーマーケットが企業価値を損なわず、消費者に良い商品を「納得価格」で提供できる体制を構築していただきたい。**生産者も消費者も納得がいく価格の形成を目指し、米・野菜についてもそれぞれWGを立ち上げて、議論を行っていただきたい。**
- (2) 米については今までも様々な政策の対象になり、その結果が今の状態であり、それをこの価格転嫁の仕組みを導入するだけで転じられるのかという非常に大きな疑問。また、価格転嫁をすると、ますます米離れが拡大すると考える。**供給の持続性に懸念があるという点について、今の資料では到底納得できない。**
- (3) **消費者のために買える範囲内の価格転嫁というものに何とか抑えるための努力が我々としては必要なのではないか。**その辺りをワーキンググループでしっかりと議論するべき。単なる**今迄のやり方を前提とした押し付け合いだけではあまり意味がない。**

4 消費者

- (1) 今回、需給バランスが崩れただけで、結果として価格上昇などの変化が起きてしまっている。そのような**不測の事態の対応も常に念頭に置きながら、生産者を支えて消費者が安心できる持続的な食料システムのあり方を考えていただきたい。**

御議論いただきたいこと



以下の点について、御議論いただきたい。

費用の把握・明確化について

- コストをどのように把握しているのか（品目別・費目別にコスト管理が出来ているか）。
- コストをどのように取引先に説明しているのか。

取引の実態について

- 各段階の価格は、どのように決定されているのか。
- 交渉において、コストが考慮されているのか。
- 価格交渉や契約などの取引実務において、どのような課題があるか。

供給の持続性について

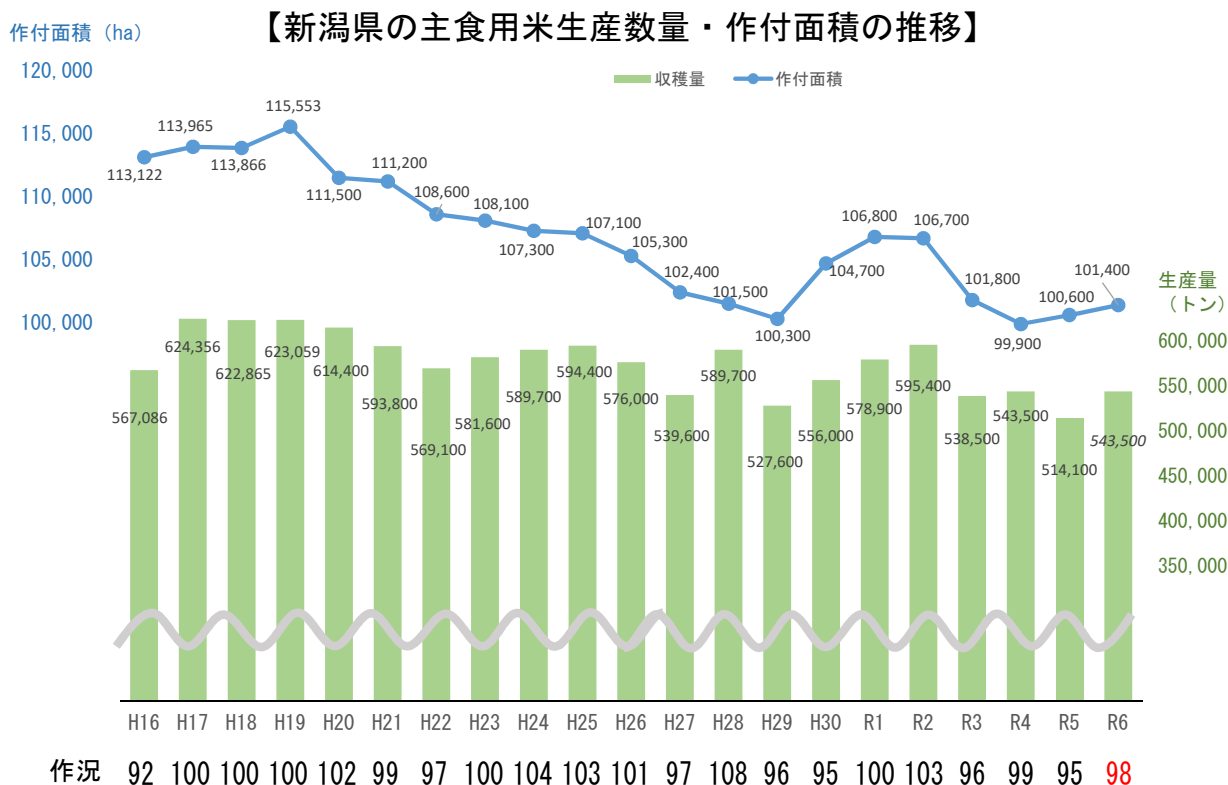
- 現状、持続的な供給に支障が生じているのか。それを表す具体的なデータ・ファクトは何か。
- 供給の持続性を確保していくために、これまでの取引の慣行や業務のあり方について、見直しが必要か。
- 供給の持続性を確保するために価格転嫁を行えば、最終的には消費者の購入価格が上がり、消費量が減少する可能性もあるが、どのように対応すべきか。

令和 7 年産米の 需要に応じた生産について

令和 6 年11月26日
新潟県農業再生協議会

1 新潟米をめぐる状況 ～主食用米の生産状況～

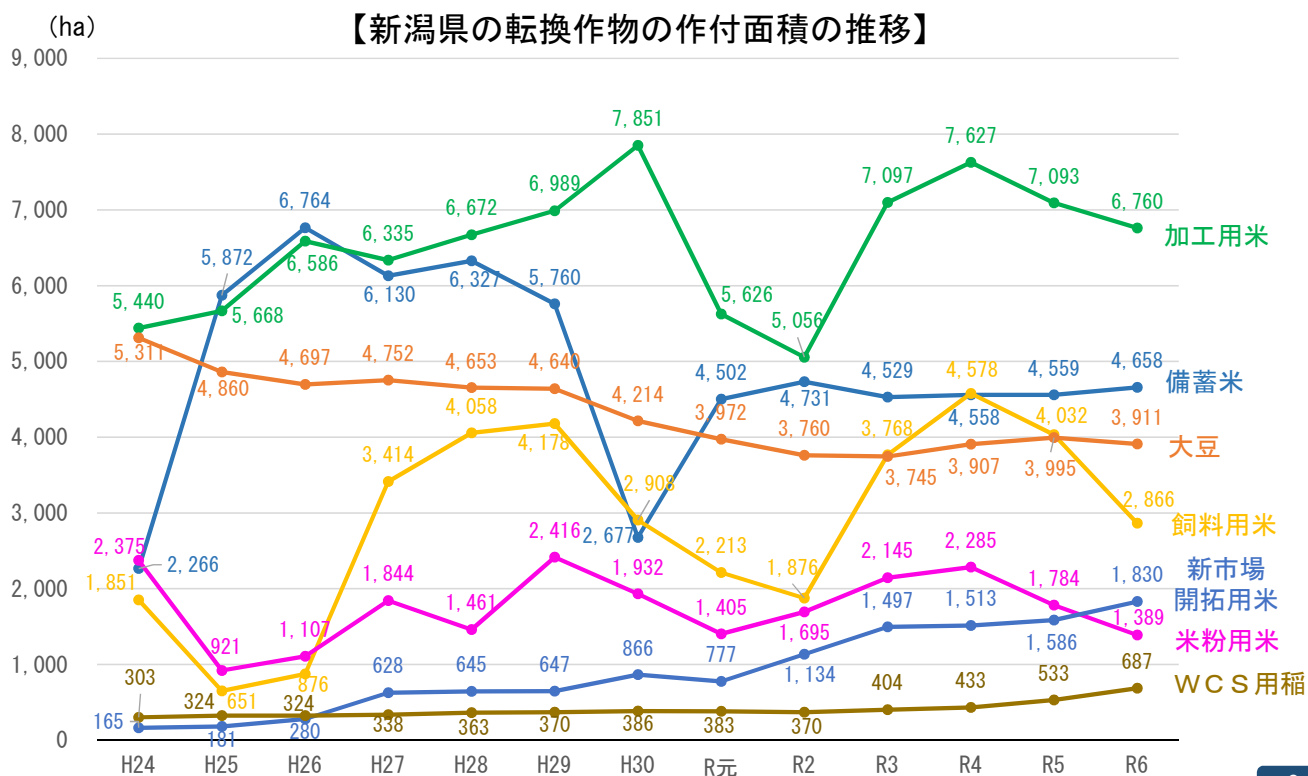
○ 本県の令和6年産の主食用米の作付面積は101,400ha（前年産から+800ha）となり、作況が98となったことで生産量（速報）は54.35万トンとなった。



1

1 新潟米をめぐる状況 ～転換作物の生産状況～

○ 令和6年産は加工用米、飼料用米、米粉用米、大豆が減少したものの、新市場開拓用米、WCS用稲は増加し過去最大の面積となった。

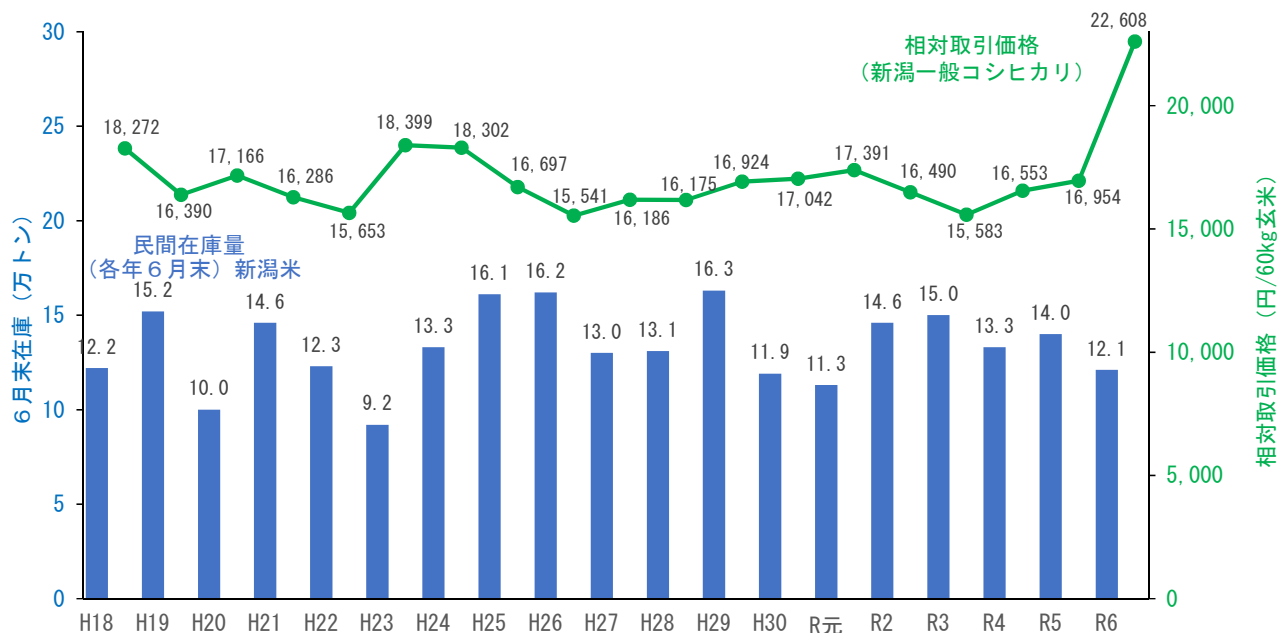


2

1 新潟米をめぐる状況 ～新潟米の在庫と相対取引価格の推移～

- 令和6年6月末の在庫量は12.1万トンで前年同時期から1.9万トン減少。全国の民間在庫量が現制度になってから過去最少の153万トンとなったことで、6年産の新潟米の価格も大きく上昇。

【6月末民間在庫量と相対取引価格の推移（新潟米）】



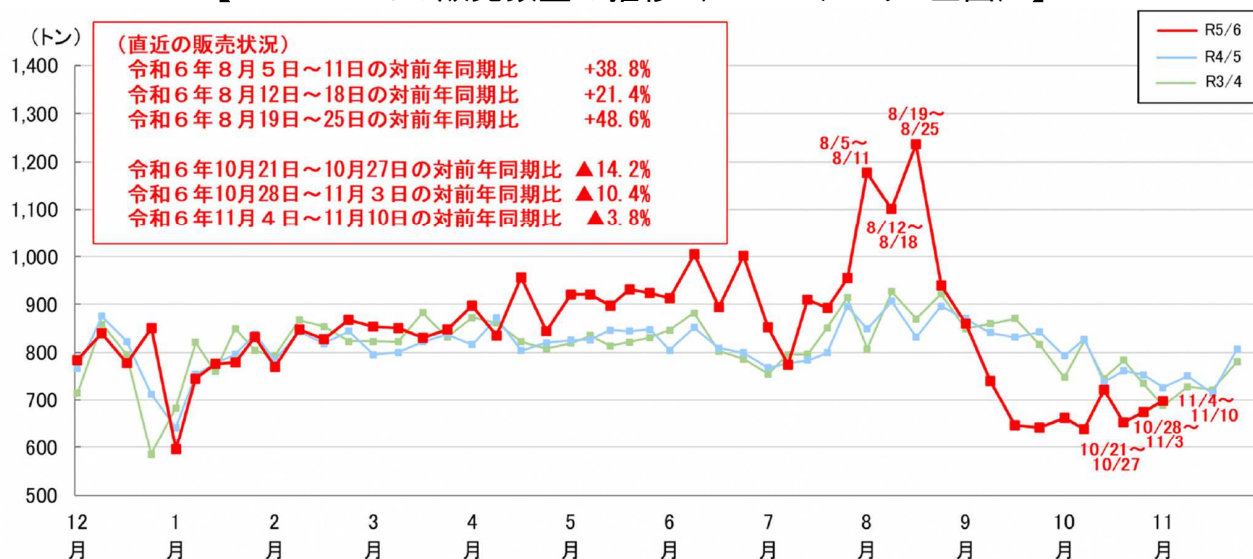
※ 相対取引価格は年産平均価格。ただし、令和6年産は出回り～10月末の平均価格。

3

1 新潟米をめぐる状況 ～小売段階での販売状況～

- 令和6年4月以降の販売量は、令和4年及び5年と比較して堅調に推移。
- 令和6年8月は南海トラフ地震臨時情報（8月8日発表）、その後の地震、台風等による買い込み需要が発生したこと等により、8月5日以降伸びが著しい週が3週連続。9月2日以降の週は前年を下回る水準で推移。

【スーパーでの販売数量の推移（POSデータ 全国）】



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成
 注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。
 注2：週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

4

2 令和7年産の県生産目標の設定

- 本県の主食用米の生産量は、令和5、6年産と2年連続で目標数量を確保できておらず、全国の消費者が求めている需要に応えられなかった。
- この結果、令和7年6月末の民間在庫量は適正量を下回る見込みであり、年間を通じて新潟米を全国に安定供給できるよう、令和8年6月末の民間在庫を適正量とすることを基本方針として、令和7年産の主食用米の県生産目標を設定する。

令和6／7年	令和6年6月末民間在庫量	A	12.13万トン
	令和6年度主食用米等生産量	B	101,400ha×作況98（54.35万トン）
	令和6／7年主食用米等需要量	C	「② 需要量の考え方」参照
	令和7年6月末民間在庫量	D	$D = A + B - C$

令和7／8年	令和7年6月末民間在庫量	E	$E = D$
	令和7年度主食用米等生産量	F	$F = G + H - E$ （R7県生産目標）
	令和7／8年主食用米等需要量	G	「② 需要量の考え方」参照
	令和8年6月末民間在庫量	H	「① 適正在庫量の考え方」参照

5

2 令和7年産の県生産目標の設定 ～①適正在庫量（これまでの考え方）～

- 現在は、新米が出回る時期（9月中旬）に前年産米が販売が終了することを前提に、周年供給の観点から、6月末在庫の適正量は「年間需要量の2.5か月分」としている。

【現在の適正在庫量の考え方】

令和2年産の生産目標の設定に向けて						
② 適正在庫量						
◇ 周年供給の観点から、6月末在庫は需要量の2.5ヶ月分程度は必要ではないか						
【新潟県】	26/27	27/28	28/29	29/30	30/元	平均
需要実績①	571,709	538,143	560,736	570,889	562,970	560,889
翌年6月末在庫②	129,710	130,508	163,221	119,051	113,051	131,108
6月末在庫での供給可能月数※	2.72ヶ月	2.91ヶ月	3.49ヶ月	2.50ヶ月	2.44ヶ月	2.81ヶ月
※ ②／(①÷12ヶ月)						
出典：米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針						

資料 令和2年産の米政策検討会議資料から抜粋

【近年の6月末在庫量と供給可能月数】

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
需要実績	57.09	56.30	54.49	59.22	55.37	53.64	53.09
翌年6月末在庫	11.91	11.31	14.58	15.04	13.33	14.04	12.13
6月末在庫での供給可能月数	2.50 か月	2.41 か月	3.21 か月	3.05 か月	2.89 か月	3.14 か月	2.74 か月

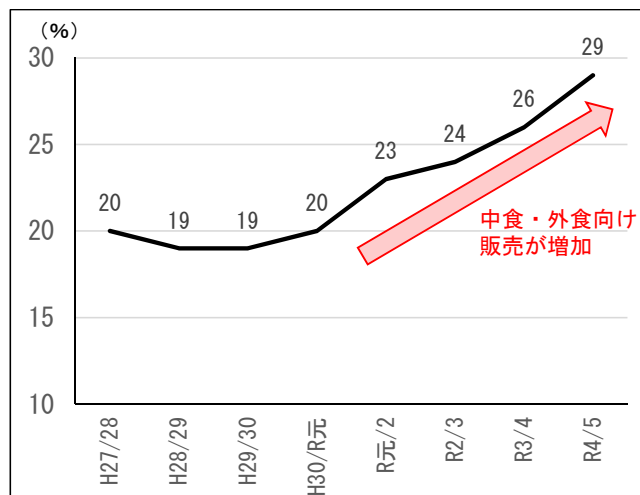
資料 農林水産省 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針から計算

6

2 令和7年産の県生産目標の設定 ～①適正在庫量（新潟米の販売状況の変化）～

- 新潟米の販売は家庭内食向けが中心であるが、近年、パックご飯の需要拡大や外国人観光客の回復等により、**中食・外食需要が伸び**てきており、販売先が変化してきている。
- 県内ＪＡ及び農業者に対して、令和５／６年（令和５年産米）の在庫状況を聞き取り調査したところ、在庫量のうち、未契約の在庫は極一部のみであり、**自由に動かせる在庫がほぼ無い**状態であった。

【中食・外食向け販売割合の推移（新潟米）】

資料 農林水産省 コメに関するマンスリーレポート
「中食・外食向けの米の販売実態」

【令和5年産米の在庫量調査結果】

※ 4月末時点の在庫量を「100」とした場合の
各時点の在庫量

(1) 全農及びJAの在庫

	4 月末	6 月末	8 月末
在庫量	100	56. 2	16. 7
うち、契約済みの在庫	97. 1	54. 7	16. 6
うち、未契約の在庫	2. 9	1. 4	0. 1

(2) 農業者段階の在庫

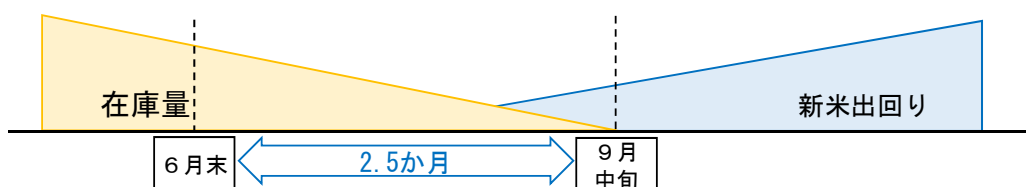
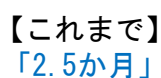
	4 月末	6 月末	8 月末
在庫量	100	62. 6	8. 7
うち、契約済みの在庫	73. 1	45. 4	7. 5
うち、未契約の在庫	26. 9	17. 2	1. 2

資料 JAグループ及び県地域振興局による聞き取り

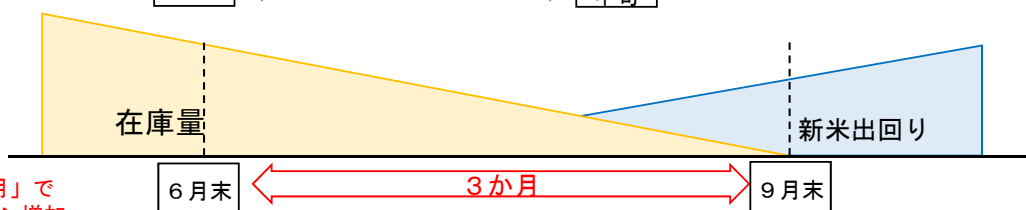
2 令和7年産の県生産目標の設定 ～①適正在庫量（新たな考え方）～

- 令和6年6月末の民間在庫は、適正量を上回る年間需要量の2.74か月分の在庫があったものの、県内でも米が品薄となる事態が発生した。
- このため、**新潟米を年間を通じて安定供給**をしていくためには、適正在庫量の考え方を見直す必要がある。
- 新潟米は9月上旬から出荷がはじまるが、出荷が本格化し、店頭へ新米が揃うのは9月末となっている。
- これまでは、「周年供給の観点から6月末在庫量は年間需要量の2.5か月分」に設定してきたが、安定的に年間供給するためには、店頭へ新米が揃う9月末までは在庫を保っておく必要があることから、新潟米の6月末の適正在庫量は「**年間需要量の3か月分**」として設定する。
- 適正在庫量の確保にあたっては、**コシヒカリだけでなく、近年需要が増加している中食・外食向け主体に生産を拡大**する。

【新たな適正在庫量の考え方】



【変更案】
「3か月」



※「2.5か月」⇒「3か月」で
適正在庫量は約2万トン増加

コシヒカリだけでなく
中食・外食向け
主体に生産拡大

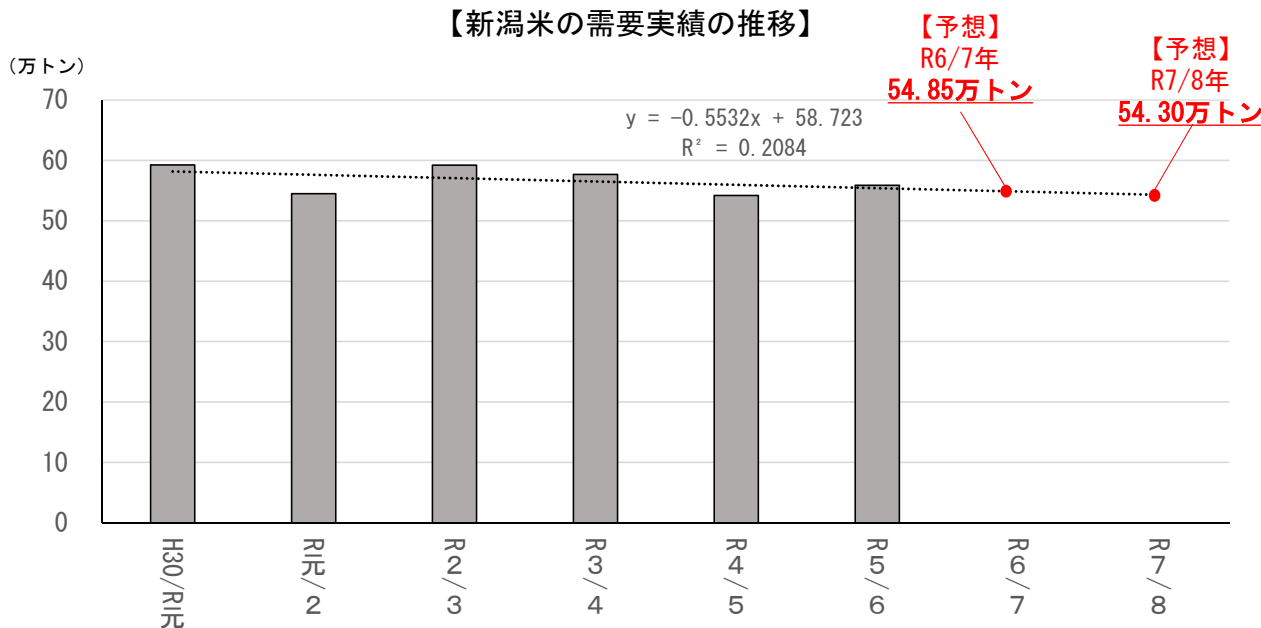
新潟米の
販売本格化時期
(イメージ)

ゆきん子舞 こしいぶき コシヒカリ 新之助

9月 9月 9月 10月
上旬 中旬 下旬 上旬

2 令和7年産の県生産目標の設定 ～②需要量～

- 新たな米政策がはじまった平成30年以降の需要実績を用いて予想すると、令和6/7年の需要量は54.85万トン、令和7/8年の需要量は54.30万トンとなる。



※ 近年、作況が100を下回る年が多く、収量が確保できないことで供給量が不足し、需要実績も実力よりも低く算出されている傾向があるため、作況が100を下回った年の作況を100に補正して計算

9

2 令和7年産の県生産目標の設定

- 本県は令和5、6年産と2年連続で生産目標数量を確保できなかったことから、令和7年6月末の民間在庫量は適正量（需要量の3か月分：13.7万トン）を下回る水準となる。
- 年間を通じて新潟米を安定供給するため、新たな考え方を用いて算出すると、令和7年産の県生産目標は56.24万トン、面積換算で103,800haとなる。

(万トン)				
令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	12.13	
	令和6年度主食用米等生産量	B	54.35	101,400ha × 536kg (作況98) 54.35万トン
	令和6/7年主食用米等需要量	C	54.85	トレンド予想
	令和7年6月末民間在庫量	D=A+B-C	11.63	
令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	E=D	11.63	適正在庫量（需要量の3か月分：13.7万トン）を下回る水準になってしまう
	令和7年度主食用米等生産量	F=G+H-E	56.24	県生産目標 面積換算で103,800ha
	令和7/8年主食用米等需要量	G	54.30	トレンド予想
	令和8年6月末民間在庫量	H	13.57	年間需要量の3か月分

	令和6年産（実績）	令和7年産（目標）	前年実績差
生産量	54.35万トン 【作況100なら54.96万トン】	56.24万トン	+ 1.89万トン（103.48%） 【R6を作況100とすると+1.28万トン（102.33%）】
面積	101,400 ha	103,800 ha	+ 2,400 ha（102.37%）

※ 主食用米の増加分については、コシヒカリだけでなく、近年需要が増加している中食・外食向け主体に生産を拡大する。

10

2 令和7年産の県生産目標の設定 ～（参考）国の基本指針の概要～

- 10月30日に改定された、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）では、国は令和7年の主食用米等生産量を前年産実績と同等の683万トンに設定。

(万トン)

令和6／7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153	
	令和6年度主食用米等生産量	B	683	※ 作況102 (11/19統計では、679万トン（作況101）に下方修正)
	令和6／7年主食用米等需要量	C	674	
	令和7年6月末民間在庫量	D=A+B-C	162	
令和7／8年	令和7年6月末民間在庫量	E=D	162	
	令和7年度主食用米等生産量	F	683	前年生産量と同等
	令和7／8年主食用米等需要量	G	663	
	令和8年6月末民間在庫量	H=E+F-G	182	

資料 農林水産省 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和6年10月）

※ ただし、国は、今後、令和6年産米の収穫量の確定や精米歩留まり、在庫、消費の動向を見極め、令和7年年明け以降に食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催し、令和7年から令和8年にかけての需給見通しの見直しについて、あらためて諮問することとしている。

11

2 令和7年産の県生産目標の設定

【令和7年産の主食用米の県生産目標（案）】

- 本県の主食用米の生産量は、令和5、6年と2年連続で目標数量を確保できておらず、全国の消費者が求めている需要に応えられなかった。
- 日本の食料供給基地として、食料安全保障の確保に貢献していくため、新潟米の年間を通じた安定供給が可能となるよう、適正な在庫量等を見直し、県生産目標を設定。
- 需要に応じた生産に向け、本県の令和8年6月末の在庫を適正量（年間需要量の3カ月分）とするための、令和7年産米の適正な生産量は56.24万トン。



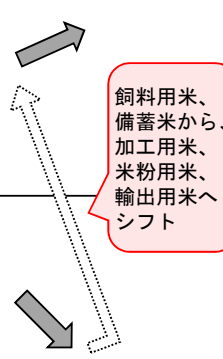
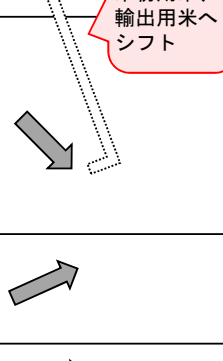
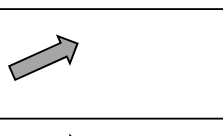
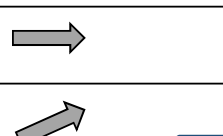
**新潟米を年間通じて安定供給していくため、
本県の令和7年産の主食用米の生産目標は56.24万トンとする。**

	令和7年産 県生産目標（案）	【参考】 令和6年産実績
生産量	56.24万トン	54.35万トン（作況98） 〔6年産が作況100だった場合〕 54.96万トン
面積換算	103,800 ha	101,400 ha

12

3 非主食用米等の生産目安

- 県内食品製造業者や畜産業者は、加工原料、粗飼料（牧草等）が手に入らず困っているため、全国流通の飼料用米や備蓄米よりも、加工用米、米粉用米、また、海外からの需要が伸びている輸出用米の生産に優先的に取り組む。

作物名等	6 年産実績 (千ha)	7 年産の方向性	
加工用米	6.8	- 県内実需者が必要としている量を確保するため、生産を拡大 - 特に、安定供給につながる、「生産コスト低減技術と多収性品種の導入」を促し、低コスト・多収栽培を推進する	
米粉用米	1.4		
輸出用米 (新市場開拓用米)	1.8		
飼料用米	2.9	- 多収品種での取組を基本とし、県産飼料用米を必要としている県内畜産業者の需要に応じて生産 - これまで一般品種で取り組んできた場合は、加工用米、米粉用米、輸出用米へ転換	
備蓄米	4.7	加工用米や米粉用米等の県産需要や、輸出用米の取組を優先	
WCS用稲	0.7	輸入飼料の高騰が続き、県産粗飼料の需要が高まっているため、生産を拡大	
飼料作物	0.3		
大豆	3.9	国産需要が高まっているため、水稻との輪作により生産を維持・拡大	
麦	0.2	県産小麦の需要に応えるため、水稻との輪作により生産を拡大	

飼料用米、
備蓄米から、
加工用米、
米粉用米、
輸出用米へ
シフト

12

13

4 市町村別の主食用米の生産の目安

- 令和5年から6年にかけて主食用米の増減状況も考慮しつつ、県全体で県生産目標を実現するように調整する。

地域農業再生協議会における生産の目安

令和5年産と比較した 令和6年産の主食用米の 作付面積比率	令和7年産の主食用米の生産の目安（案）
98%未満	令和6年産の主食用米の作付面積から3%の範囲で調整
98%～99%	令和6年産の主食用米の作付面積から2.5%の範囲で調整
99%～100%	令和6年産の主食用米の作付面積から2%の範囲で調整
100%～101%	令和6年産の主食用米の作付面積から1.5%の範囲で調整
101%～102%	令和6年産の主食用米の作付面積から1%の範囲で調整
102%～103%	令和6年産の主食用米の作付面積から0.5%の範囲で調整
103%以上	令和6年産の主食用米の作付面積と同等

14

5 産地交付金（活用方針）

- 本県の水田における転換作物の作付面積は畑作物に比べて非主食用米が圧倒的に多く、県内で広く取り組まれているが、同じ用途の非主食用米であっても地域によって支援額にバラつきがあり、不公平感があった。
- このため、令和7年度から産地交付金の支援方針の見直しを行い、**県設定では非主食用米を中心に支援し、地域協議会の支援はそれ以外の作物を中心とする**ことを基本とする。

産地交付金の活用方針

【これまで】		【令和7年度（案）】	
県設定支援	県として推進する品目への真に必要な支援	県設定支援	転換作物の大部分を占める非主食用米への支援
地域協議会による支援	地域の裁量で支援内容を設定	地域協議会による支援	県設定で支援しない作物（麦、大豆、高収益作物等）への支援中心

15

5 産地交付金（県設定支援）

- 令和7年産の非主食用米の取組を維持・拡大するためには、支援の強化が必要。
- このため、県設定で、輸入飼料の高騰により県産の需要が高まっている粗飼料（WCS用稲等）の支援を継続しつつ、**米粉用米の支援を新設し、加工用米、新市場開拓用米の支援単価を増額**する。

県設定支援

令和6年度 県設定支援【所要額 6.2億円】		令和7年度 県設定支援【所要額 10億円】	
①加工用米安定生産支援	6,000円/10a	①加工用米安定生産支援	10,000円/10a 単価UP
②新市場開拓用米 低コスト生産支援	6,000円/10a	②新市場開拓用米 低コスト生産支援	10,000円/10a 単価UP
③高収益作物拡大支援	拡大分 25,000円/10a 終了	③ 米粉用米 生産性向上支援	10,000円/10a 新設
④WCS用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a	④WCS用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a

※ 各支援に上限単価を設定し、不用額が生じた場合は、上限単価の範囲で単価を増額する。

16

(1) 県生産目標の早期提示

- 地域農業再生協議会の推進期間や農業者の検討時間を十分に確保
⇒11月26日に県農業再生協議会を開催。県生産目標等を決定。
11月27日に地域農業再生協議会事務局長等会議を開催。県生産目標等を周知。

(2) 産地交付金 県設定支援

- 加工用米、米粉用米、新市場開拓用米への支援を強化（一律10,000円/10aで支援）
（地域への配分額は減少するが、県枠で支援することで強いメッセージを発信）
- 例年、2月頃提示していた支援内容を、県生産目標と同時に早期提示

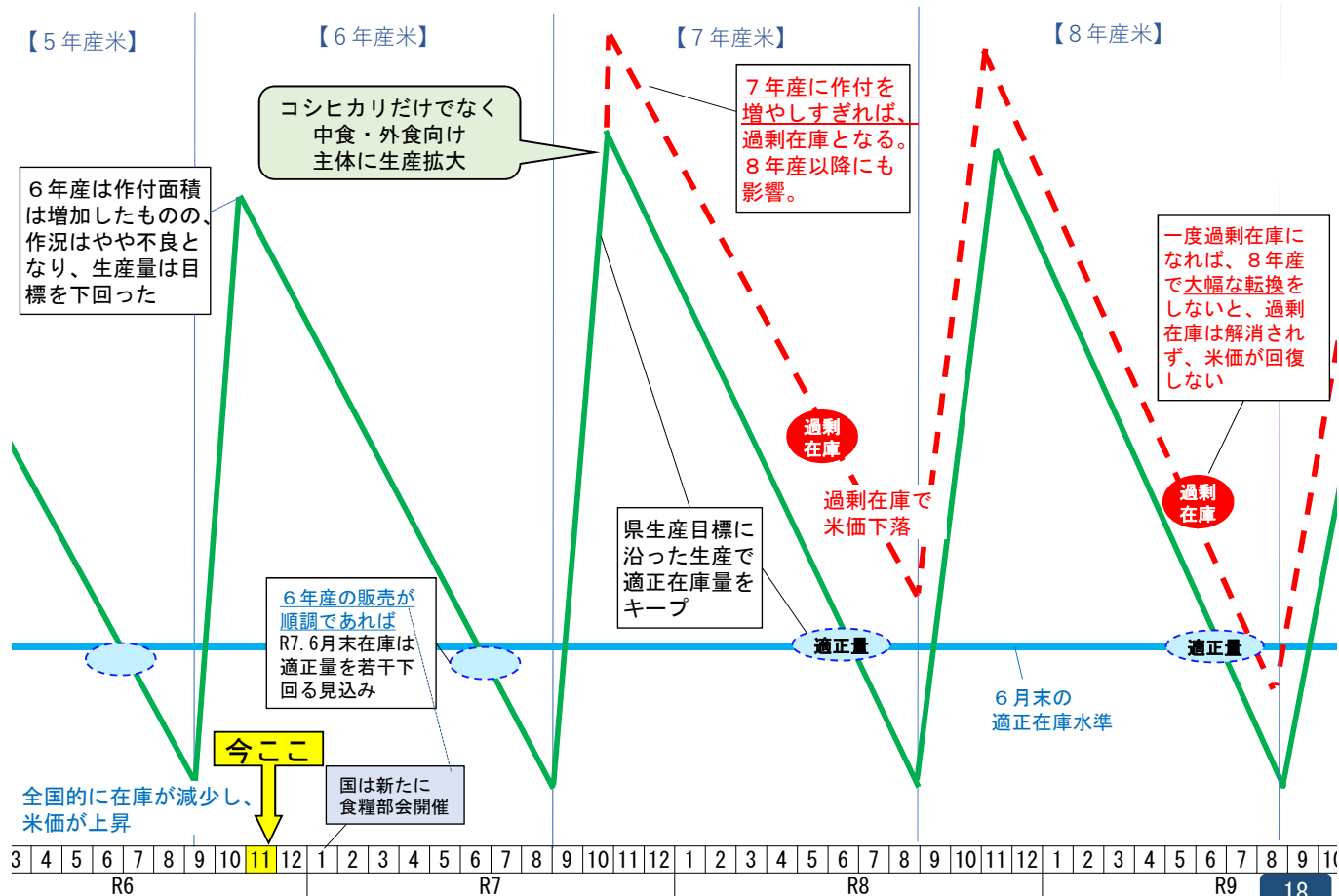
【産地交付金県設定支援の強化（案）】

R 6 県設定支援 所要額 6.2億円		R 7 県設定支援 所要額 10億円	
加工用米安定生産 (6,000円/10a)	→	加工用米安定生産 (10,000円/10a)	単価UP
新市場開拓用米低コスト生産 (6,000円/10a)		新市場開拓用米低コスト生産 (10,000円/10a)	単価UP
WCS用稲・飼料作物生産性向上 (5,000円/10a)		米粉用米生産性向上 (10,000円/10a)	新設
高収益作物拡大 (25,000円/10a)		WCS用稲・飼料作物生産性向上 (5,000円/10a)	継続

※ 地方創生交付金を含む、国のR 6補正予算を受けたR 6県2月補正予算の編成や、R 7当初予算の活用により、非主食用米等への作付転換を支援

17

(参考) 新潟米（主食用米）の在庫量の推移のイメージ



18

実需者等の声		
加工用米	A (米菓製造)	加工用うるちの確保が極めて厳しい。県内企業なので 県産米を使いたい が、 原料の調達の見込みが立たない 。原料がないと事業が成り立たない。
輸出用米	B (輸出業者)	海外輸出は順調に増加し、相手国の取引先からの需要はあるが、輸出用米が十分に集荷できないと、 他県産に棚を奪われてしまう 恐れがある。
米粉用米	C (製粉業)	近年米粉の需要が伸びているが、原料を確保できず、近い将来欠品する。 県産だけでは需要量を賄えないので、他県産米を購入 する。
WCS 用稲	D (酪農業)	輸入飼料が高騰しているので、 県産の粗飼料の確保 を進めていきたい。
主食用米	E (卸売業)	7年産は消費者ニーズに応えられる量を供給してもらえないと、 他県産に棚を奪われてしまう 恐れがある。
農業者の声		
輸出用米	F (農業法人)	新之助の輸出を始めた。本当は国内用（主食用米）として販売したいが、将来のことを考え、 せっかくできた取引先とのつながりをなくさないように する。
主食用米	G (農業法人)	これまでも同じことを繰り返してきたが、主食用米価格の高騰により、全国的に主食用米の作付けが増加し、 過剰作付けとなり、米価が暴落する のではないかと不安がある。

主食用米は需要に応じた生産による安定供給を基本としつつ、リスクヘッジの観点からも、実需とのつながりを活かした非主食用米の取組が重要

19

6 令和7年産の推進策 ②

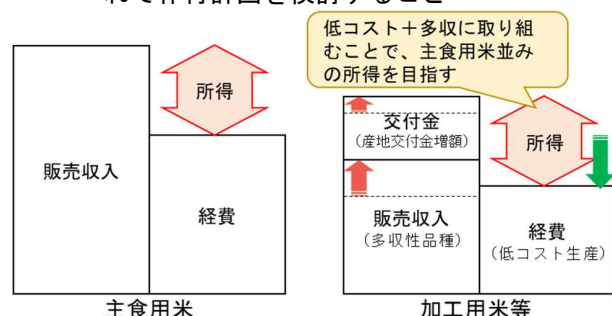
(3) 方針作成者や農業者への非主食用米生産の働きかけ

【方針作成者への働きかけ】

- 実施主体
 - ・ 県農業再生協議会（大規模方針作成者へ働きかけ）
 - ・ 地域農業再生協議会
 - ・ 県地域振興局（地域の方針作成者へ働きかけ）
- 推進方法
 - ・ 個別訪問、方針作成者を対象とした会議の開催 等
- 推進内容
 - ・ 方針に参加する**農業者が持続可能な農業経営を展開するには、主食用米と非主食用米を合わせた水田農業全体での所得最大化が重要**
⇒ 方針作成者として主体的に非主食用米の生産を促し、**主食用米と非主食用米をセット**で農業者から集荷すること
 - ・ また、労力分散や経営のリスクヘッジのため、**コシヒカリ偏重ではなく、作業体系も考慮した多様な品種をバランスよく集荷すること**

【農業者への働きかけ】

- 実施主体
 - ・ 地域農業再生協議会
 - ・ 県地域振興局
- 推進対象の明確化
 - ・ 労力分散や経営リスクの分散に向け、多様な米生産が必要な今後も規模拡大していく経営体を中心に推進
- 推進方法
 - ・ 個別訪問、説明会の開催、チラシの作成 等
- 推進内容
 - ・ 最大限の**コスト低減と多収性品種の導入**により**所得を確保すること**
 - ・ **作期分散や経営のリスクヘッジの観点も取り入れて作付計画を検討すること**



20

令和 7 年産米の需要に応じた生産に係る推進方針（案）

令和 6 年 11 月
新潟県農業再生協議会

1 基本的な考え方

令和 6 年 4 月以降、全国的に米の販売量が堅調に推移する中で、8 月 8 日に発表された南海トラフ地震臨時情報や、その後の地震・台風等による買い込み需要が発生したことで、8 月以降は県内でも一部の店舗で米が品薄となった。

また、新潟米の作柄は令和 5 年産、6 年産と 2 年続けて「やや不良」となり、主食用米は生産数量目標を確保できていない。

このため、本県は、日本の食料供給基地として食料安全保障の確保に貢献し、新潟米を求める全国の消費者に年間を通じて安定供給できるよう、必要な主食用米の生産量の確保を図る。

併せて、県産の非主食用米等の安定供給を求める声が高まっていることから、県内の米関連食品産業等と連携しながら、原料となる非主食用米等を需要に応じて安定的に供給する。

2 推進内容

【県協議会】

- 県生産目標の実現に向け、地域協議会と連携した需要に応じた生産の推進
- 市町村への早期の生産目安の提示
- 産地交付金の県設定支援の強化による非主食用米生産への誘導
- 大規模認定方針作成者への主体的な非主食用米の生産の誘導に係る働きかけ

【地域協議会】

- 地域の生産目標や農業者ごとの生産の目安の早期設定、認定方針作成者や農業者への提示
- 地域の生産目標の実現に向けた需要に応じた生産の推進
- 認定方針作成者の事前契約等に基づく需要量の把握や、認定方針作成者が行う需要に応じた米生産の取組状況の把握及び支援
- 特色ある産地づくりに向けた産地交付金の効果検証と活用方法の見直し、活用啓発
- 今後も規模拡大していく経営体に対し、作期分散やリスクヘッジとしての非主食用米の導入を推進するとともに、コスト低減技術及び多収性品種の導入を推進

【認定方針作成者】

- 農業者が持続的な農業経営を展開できるよう、主食用米と非主食用米を合わせて集荷するなど、主体的な非主食用米の生産の誘導
- 需要に応じた生産・販売の推進主体として、地域農業再生協議会に積極的に参画し、水田収益力強化ビジョンを踏まえ、農業者への働きかけ
- 各種支援策を活用した非主食用米や大豆、麦、飼料作物、高収益作物等の作付推進